

農林水産部

随意契約件数

11件

金額

74,253,728 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 農林水産企画課	令和6年度農業土木標準積算システム基準データ作成委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	24,200,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システムの基準データの作成・改訂等を行うものである。 ②このシステムは、外部に非公表のデータを含み、これらのデータ作成・改訂作業は、農業土木における設計積算実務経験を有し、流出・損失防止が確立された機関で行う必要がある。 ③上記を満たす者は大分県土地改良事業団体連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 農林水産企画課	令和6年度農業農村整備標準積算システム大分県補助版運用保守業務	令和6年4月1日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	6,732,000 円	①本業務は、本県にて導入している標準積算システム大分県補助版の運用保守を行うものである。 ②このシステムは、農林水産省が自ら積算業務に使用することを目的として開発されたものであり、このシステムを都道府県版に改変・配布する必要がある。 ③上記使用許諾を有する者は(一社)農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(津久見)	令和6年4月1日	大分県臼杵市板知屋1257-1	公益社団法人臼津地域シルバー人材センター	2,709,630 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人臼津地域シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
4 農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	試験研究補助業務委託(国東)	令和6年4月1日	大分県国東市安岐町下山口38-1	公益社団法人国東市シルバー人材センター	2,622,690 円	①本業務は、果樹グループの圃場等における試験研究に伴う業務を円滑に推進するため、現場作業の補助業務を行うものである。 ②これを行うためには、農業経験のある者が適しており、特に圃場内での試験研究補助という特殊な業務を担う人材の確保が必要である。 ③これらの人材を有しており、年間を通じて適した対応ができるのは、公益社団法人国東市シルバー人材センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 農地計画課	大分県中央飛行場照明施設・電気施設保守点検業務委託	令和6年4月1日	熊本県熊本市中央区細工町4丁目12番12号	日本電設工業株式会社	1,513,600 円	①本業務は、航空機の着陸時の安全を確保することを目的に、飛行場内の照明施設の保守点検を行うものである。 ②灯火施設を構成する部分については、国が承認したメーカーのみ取り扱っている特殊なものであり、契約先については、当該機器の取扱いについて精通している業者に限定される。 ③不測の事態にも即応できるよう、大分県中央飛行場のある豊肥地域を営業区域とする事業者である必要がある。 ④上記要件を有する者は日本電設工業(株)中九州営業所のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
6 農地計画課	大分県中央飛行場管理運用業務委託	令和6年4月1日	大分市王子町12番1号	九州航空株式会社	6,930,000 円	①九州航空株式会社は農産物のフライト輸送や航空撮影などの航空事業を県内県内で行う唯一の航空会社である。 ②航空用無線による管制業務から飛行場の各種点検業務等、飛行場の運用管理を一体的に受託できる者は上記の者以外いない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

農林水産部

随意契約件数

11件

金額

74,253,728 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
7 農地・農村整備課	R6ため池サポートセンター業務委託	令和6年4月1日	大分県大分市城崎町2丁目2番25号	大分県土地改良事業団体連合会	9,900,000 円	①本業務はため池管理者からのため池の保全管理に関する問い合わせや市町村が実施するため池防災工事等に関する問い合わせ等に対する相談窓口を設置するためのものである。 ②本業務の遂行には、県内のため池に関する各種情報や防災対策手法等を熟知し関係市町村との調整力を有していることが必要である。 ③県土連は、県が調査してきた膨大な数のため池の各種データを管理する「ため池防災システム」の県・市町村以外では唯一の利用登録者であり、システムに蓄積された各種データに基づく専門的な指導、助言等の援助を行うことができ、ため池改修等に必要事業計画の策定に数多く関与してきており防災工事の手法等に精通している唯一の団体である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
8 農地・農村整備課	令和6年度災害復旧事業事務システム 保守管理委託業務	令和6年4月16日	東京都中央区日本橋富沢町10番16号	一般社団法人農業農村整備情報総合センター	3,509,000 円	①本業務は令和6年度災害復旧事業に使用する災害復旧事業事務システムの保守管理及びシステム自体の改正等を行うものである。 ②これを行うためには災害復旧事業事務システムを使用できる必要がある。 ③災害復旧事業事務システムの著作権を有するものは農業農村整備情報総合センターのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
9 森林保全課	令和6年度森林づくりボランティア支援センター事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	3,045,208 円	①本業務は、森林ボランティア情報の収集・発信等を行う森林づくりボランティア支援センターの運営を行うものである。 ②これを行うためには、森林ボランティア活動や森林環境教育に深い知識を持つ会員を県下各地に持ち、県内の森林ボランティア団体との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
10 森林保全課	令和6年度森の先生派遣事業委託業務	令和6年4月1日	大分県大分市高崎3丁目6-11	特定非営利財団法人グリーンインストラクターおおいた	7,200,000 円	①本業務は、県内各所において森林・環境体験活動を行う「森の先生」の派遣を行うものである。 ②これを行うためには、森林体験活動や森林環境教育に深い知識と経験を持つ会員を県下各地に持ち、県内の野外活動を行う団体や森林環境教育指導者等との連携が強く、事業執行が担保できる法人組織であることが必要である。 ③上記能力を有する者は特定非営利活動法人グリーンインストラクターおおいたのみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
11 水産振興課	令和6年度大分県漁業指導監督用海岸局業務委託	令和6年4月1日	宮崎県日南市大字下方字外浜2361番地1	宮崎県無線漁業協同組合連合会	5,891,600 円	①本業務は、海上における安全操業、安全航行の確保という重要なものである。 ②これを行うためには、大分県漁船が必要とする情報を的確に提供できる十分な体制を備えた無線局でなければならない。 ③このような条件を備えた無線局は宮崎県無線漁業協同組合連合会のみである。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号